「仙台市環境影響評価技術指針の改定方針」の一部変更について

1 一部変更の内容

平成24年12月25日審査会資料4-2の対応方針を以下のように変更したい。(赤字下線:修正部分)

1 技術指針を基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する事項

	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
24-	事後調査の終了の判断並び	事後調査の結果を環境保全措置に反映させる場合、並びに
2	<u>に</u> 事後調査の結果を踏まえた	事後調査の終了の時期を変更する場合は、客観的・科学的な根拠
	環境保全措置の実施及び終了	に基づく検討が必要であることから、必要に応じ専門家の意見
	の判断にあたり、必要に応じ	を聞くことを規定する。
	専門家の助言を受ける。	例えば、事後調査により防風植栽の効果が十分でないことが
		判明した場合に、さらに風害の影響を低減させるための措置に
		ついて、専門家の助言を受けた後に措置を講じ再度調査を実施
		することなどが考えられる。

2 技術指針の改定は行わない事項

(2) 法と条例の制度の違いなどにより、盛り込む必要がない事項

	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
24- ⑥	事後調査の項目及び手法 の選定については、終子の判 断にあたり、必要に応じ専門 家の助言を受けること。	本市制度では、予測評価結果の検証として事後調査を位置づけているため、事後調査の項目はすべての予測評価項目、手法は調査手法に準じるもの、調査時期は原則予測時期としている。よって事後調査の項目や手法を選定する際に専門家の助言を受ける余地がないことから、技術指針の改定は必要ない。

2 理由

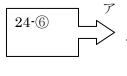
事後調査の終了(いつまで事後調査を実施するか)は、準備書及び評価書に事後調査計画として掲載する内容であるが、事後調査実施結果に基づく追加的な環境保全措置の実施等により変更する可能性もあるため、必要に応じ専門家の助言を受ける範疇に含めるものとする。

3 参考

環境影響評価法の基本的事項(抜粋) (下線部分: H24 年改正部分)

- 第5 環境保全措置指針に関する基本的事項
 - 2環境保全措置の検討に当っての留意事項

(6)



ア 事後調査の項目及び手法については、<u>必要に応じ専門家の助言を受けること等により</u> **客観的かつ科学的根拠に基づき、**事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域 特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との 比較検討が可能なように設定されるものとすること。

- イ 省略 (環境への影響が少ない手法を事後調査の手法として選ぶこと)
- ウ 省略(事業者以外が実施する場合の留意点)

24-②

事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了 の判断に当っては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的 な検討を行うものとすること。

※裏面に、H24.12.25 審査会配布資料 4-3 環境影響評価の基本的事項改正 (新旧対照表) (平成 17 年改正、平成 24 年改正)の該当箇所の見え消し修正を添付

エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等 才 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を 行う場合はその計画、及びその結果を公表する

しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、 事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできる **よ**心にするこか。

なお、事後調査を行う場合においては、炊に掲

げる事項に留意すること。 ア 事後調査の項目及び手法については、必要に 応じ専門家の助言を受けること等により客観的 かつ科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、 事後關室を行う項目の特性、地域特性等に応じ て適切な内容とするとともに、事後調査の結果 と環境影響評価の結果との比較検討が可能なよ うに設定されるものとすること。

イヘむ (器)

エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果 を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断 に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受け ること等により客観的かつ科学的な検討を行り ものとすること。

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

一般的事項

① 対象事業に係る報告書の作成は、法第三十八条 の二第二項の規定に基づき、報告書作成指針の定 しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、 事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできる ようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲 げる事項に留意すること。

事後調査の項目及び手法については、事後調 査の必要性、事後關査を行う項目の特性、地域 特性等に応じて適切な内容とするとともに、事 後調査の結果と環境影響評価の結果との比較核 計が可能なように設定されるものとすること。

イヘセ (器)

めるところにより行われるものである。

② 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階 で一回作成することを基本とし、この場合、当該

工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果 を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう 数めるものとする。

③ 必要に応じて、工事中又は供用後において、事 後調査や環境保全措置の結果等を公表するものと 40 KB 0

二 報告書の記載専項

①報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

ア 事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、 対象事業の名称、種類及び規模、並びに対 象事業が実施された区域等、対象事業に関する

基礎的な情報

イ 事後調査の項目、手法及び結果

ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程

23